

## 「貧乏」は一家親族に累の及ぶ「罪」なのか？

## 「扶養義務」は任意の協力であって強制ではないのが基本

### 「親や子、親類に迷惑がかかる」心配の具体性は・・・

お笑いコンビのひとり、母親への扶養義務をめぐって、非難されているようです。

今は、売れっ子ですが、まだ売れない頃、母親が病気に

なり、生活保護を申請。その後、稼げるようになって

福祉事務所からの要望もあって仕送りを始めましたが、

生活保護を打ち切るほどの額ではなかったようです。母

親の生活保護費は、仕送りの額を減額して支給され続け

ていました。

その仕送りの額が、稼ぎに比べて低過ぎると非難され

ているということになります。

これは、先ず当事者と福祉事務所での調整すべき事であ

り、誰が生活保護を受けているかは漏れてはならない情

報であるときられているにもかかわらず、公にさらして議

論されているのは異常なことといわれるべきです。

ところが、事は意外な展開を見せます。個別特別な、

売れない漫才コンビが売れっ子になった場合の仕送り

額の妥当性の問題が、扶養親族調査の強化問題にすり

かえられ、一般化され、論議されています。

目的はただ一つ、生活保護制度から多くの人を遠ざ

け、路上死やアパート・マンションでの餓死、自殺を増やして、国家財政の負担を少しでも少なくしようという

ことです。

貧乏人は、扶養親族調査で、身内に心配をかけるこ

とになるのが嫌で、路上や夜間宿所で、先の見えな

い頑張りを続けています。そうではないでしょうか？

そこへ、この騒ぎです。自分が生活保護にかかる

親族に取り立てて行く。まるでヤミ金の取り立て人の

ように・・・。そんな恐れを持って、誰が生活保護申

請にいけるでしょうか？

再び、大阪市内一万人野宿の時代に引き戻そうと

いうのでしょうか？

そうあつてはならないし、そうしてもならない。今

のところは、役所の窓口の取り扱いが、大きく変わっ

た兆しは見えていません。世間の騒ぎに影響されて、

自主規制するのはやめましょう。これまで、多くの人

が生活保護制度を活用して路上・夜間宿所利用から

安定した居宅へと生活パターンを変えてきました。

困窮の事実に基づき、生活保護申請を！

しこうそう かま さき (あいらん地域) の福祉相談窓口です。

やかんしゅくしりょう ただ りょう しゅうへん こうえん のじゅく かりご やせいかつ せいかつ  
夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

しりつこうせいそうだんしょ しこうそう かまがさき ちいき ない かんしゅくりょうしゃ やかんしゅくしりょうしゃ ちくない のじゅく  
市立更生相談所(市更相)は、釜ヶ崎(あいらん地域)内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしよ かんかつ なわぼ しこうそう まどぐち てんのうじこうえん ね てんのうじくやくしよ そうだん  
役所は管轄(縄張り)にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

さいてい そうだん い まえ ぼん やかんしゅくしよ しゅうへん さんおう たいし しこうそうしゅうへん ねと  
最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか しりつこうせいそうだんしょ  
**大阪市立更生相談所にできること**

### 1) 医療相談

からだ ちょうし わる ひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がんか しか びょうき  
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護(入院保護)とすることとなります。

### 2) 施設相談

にち さんしょくふ ろつ からだ ちょうし ととの ひと さんとくりょう せいかつ りょう そうだん くだ  
2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。  
さいきん りょうしゃ すく ことわ すく いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ そう  
最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。  
しこうそう せいかつ しょうかいじょう も さんとくりょう うけつけ い せいかつ ほ ごほうがい えんじよ  
市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

にち ちょうき しせつ はい たいりよく かいふく かど いんしゅ いぞん わる せいかつしゅうかん かいぜん  
2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮(生活保護施設)への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

### 3) 居宅確保相談

じゅうきよ ひと か せいかつ ほ ご なか きょたく ほ ご しんせい  
住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。  
ばあい いりょうそうだん しせつ そうだん きょたく ほ ご そうだん しょくいん つた ひつよう  
この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。  
おおさかし せいかついこうしえんじぎょう じゅうきよ ひと じゅうきよ さが あいだ せいかつ ひ しきゅう  
大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

ちゅうき しききん ちんたいじゅうたく はい ひと にゅうきよ ひ けいやくしよ も たんとう く  
**注記:** 敷金のいらない賃貸住宅(マンション・アパート)に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。